

日之影町農業委員会 第8回総会

開催日時 : 令和3年2月24日(水) 午前9時開会

開催場所 : 役場 中央研修館

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 穂積 ミサ子 山本 英二
 米田 正 矢通 広信 工藤 昭一 今村 浩二三
 一水 秀樹 桝田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美
 中川 今朝久 押方 徹 甲斐 秀人 戸高 和子

議事日程 : ① 議案第19号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

② 議案第20号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

③ 議案第21号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

④ 議案第22号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

⑤ 議案第23号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

⑥ 議案第24号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

⑦ 議案第25号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 7番 工藤昭一 委員、8番 今村浩二三 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第19号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明いたします。 場所は、航空写真を見てももらえれば分かるかと思いますが、〇〇から〇〇に向かう町道の途中にあります。申請者の〇〇さんは、〇〇会社の前社長で現在〇〇歳です。今までは牧草を作っていたそうですが、数年前に牛もやめており、高齢ですので農地として管理することが難しいようです。また、隣接地に本人の山もあるため杉を植林したいようです。 以上です。ご審議お願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	牧草はいつまで作っていたんですか。
事務局	牛の経営を2年前に辞めているので、それ以降は草切りしかいていません。荒れるよりは土地の有効利用にも繋がるかと思います。
委員	中山間交付金の対象地ではないですか。
事務局	農業振興地域の除外も済んでいますので、中山間交付金の対象地からも外れております。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第19号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第20号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題

とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第20号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明いたします。
場所は、分かりづらいですが、〇〇集落の奥になります。申請者の〇〇さんは、現在〇〇歳で〇〇集落にお住まいです。申請地にはここ数年何も作っていないようで、水もないため以前は牧草を作っていたそうです。
申請地周辺は本人の山で、自宅から離れており、道や周辺の状況から見ても農地として管理するには厳しいため、杉を植林したいようです。
隣に杉山があり、ここで作物を作るのは難しいかなと思います。
以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第20号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第21号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第21号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明します。
場所は、〇〇集落の上になります。申請者の〇〇さんは、現在〇〇歳で〇〇集落に住んでおり、旦那は〇〇会社の社長です。申請地は、平成29年頃まで申請者の兄にあたる方が米を作っていました。しかし、〇〇歳で他界され、現在まで耕作されていない状況です。〇〇集落の家も空き家状態で、農地として管理する人がいないため杉を植林する計画に至ったようです。
申請地は本人の山に囲まれているため、問題はないかと思います。
以上です。ご審議をお願いします。

議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第21号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第22号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第22号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇の申請者の自宅下になります。申請者の〇〇さんは、〇〇歳で〇〇集落に母と2人で暮らしております。去年は、牧草を作って牛農家にあげていたそうですが、高齢になって管理も大変なようです。自分で食べるお米を作る田は他にもあるそうなので、管理するのに手がかからない杉の植林を計画したそうです。 以上です。ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	去年は何を作っていたんですか。
事務局	牧草を作っていたそうです。申請者は牛農家ではありませんが、近所の牛農家にあげていたそうです。
委員	隣接地に田がありますが、影になるなどの問題はありませんか。
事務局	申請者本人の農地は問題ありませんが、〇〇番1と〇〇番2について、〇〇番1は申請地より1段高いので問題ないかと思います。〇〇番2は、申請地と同じ高さになります。事務局で調べてみましたが、法律上、間隔を何メートルあけないといけないなどはないため、マナー等の問題になってくるかと思えます。事務局では、指導しかできないため、境界から間隔あけて植えるよう指導はしました。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第22号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第23号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第23号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 説明します。
場所は、〇〇集落から〇〇集落に向かう町道から〇〇方面に登った所になります。申請者の〇〇さんは、〇〇歳で〇〇集落に奥さんと2人でお住まいです。
長年、米を作ってきたそうですが、自宅から離れており、周りも山に囲まれているため、管理が大変なようです。申請地の下にも別の方の農地があったようですが、現在は植林されています。自宅近くにも田があるため、今回植林の申請に至ったそうです。
以上です。ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第23号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長 次に、議案第24号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第24号について説明・朗読)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員	説明します。 場所は、議案第２２号で説明したところの隣になります。申請者の〇〇さんは、〇〇歳で父と母、３人で河内に住んでおります。申請地は、ここ数年何も耕作されていない状態で、隣接地と一緒に植林するようです。 以上です。ご審議お願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第２４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第２４号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	次に、議案第２５号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第２５号について説明・朗読)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	説明します。 場所は、〇〇集落から〇〇に向かう道の途中になります。申請者の〇〇さんは、６９歳で奥さんと２人で〇〇集落にお住まいです。顛末書（てんまつしょ）が付いておりますが、農地の約半分ほど、すでに杉が植林されております。残りの半分には、お茶や栗の木があったようですが、栗の木は伐採されておりました。周辺は本人の山があり、農地と山を今回一緒に植林するため、申請に至ったようです。 以上です。ご審議お願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。 質疑はありませんか。 (質疑なしの声) これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第２５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第25号は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

議長

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。
ありがとうございました。
第8回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。